

◆31 番（森田卓司議員） どの質問も本気で行っております新風会、森田卓司でございます。

本日最後の質問者、月曜日から月、火、水、木、金の5日間、この議場で質問戦がずっと繰り広げられてきましたが、この1週間議員の皆さんも当局の皆さんも本当に大変だったのではないかと考えておるところでございます。今週最後の質問者でございますので、爽やかに早く終わって皆さん方に明るいうちに帰っていただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず、1、災害復旧対策についてお尋ねをいたします。

8月末の保健福祉委員会で、岡山市災害見舞金等支給要綱が改定され、昨今多発している局地的な豪雨で住宅が床上浸水するケースが発生しており、そのような被災者に対して災害救助の一助とするために見舞金を支給する制度が新たにことし9月から創設されるとの報告がありました。今議会冒頭の高谷市長の所信表明で、自然災害が比較的少ない本市にあっても災害から市民の生命と生活を守る防災対策の強化が重要性を増している。また7月7日未明の市北部地域を中心とした被害にも触れられて、被害の早期の復旧を図るとともに、昨年の台風12号の教訓を生かし、的確な災害対応に努めるとの表明があり、防災、復旧双方に対して市民の方々にとっては大変勇気づけられたことと思います。

道路、河川の災害復旧は今回の補正予算で対応されますが、きのうも二嶋議員が言われておりましたが、中山間地域では自宅の裏山が崩落等、岡山市でも地域によって災害の状況も大きく違ってきております。ひとり暮らしの高齢者の方等がそのような災害に遭い、行政として何も手助けすることができないケースも7月の地域的な豪雨では多数発生したと思っております。

そこでお尋ねいたします。

(1) 家屋の裏山が崩落した場合等に災害復旧制度があればお示しください。

(2) 7月7日未明の災害において、家屋に土砂等が流入、また接近した件数をお示しください。

(3) このような土砂災害の被災者に対して何らかの支援をすることはできないでしょうか。

(4) 今回の災害は激甚災害に指定されたと認識をしていますが、農地等小災害復旧事業債を適用できる被災農地の箇所数をお示しください。

続きまして、2、鳥獣による農産物被害等の防止対策についてお伺いをいたします。

このイノシシ等の課題に対しましては、今まで多くの議員の方も質問をされ、私も何回も取り上げさせていただきました。その成果というべきかどうかわかりませんが、今回平成25年度の国への政策提言、要望事項に鳥獣による農作物被害等の防止対策が新規要望として取り上げられております。内容は、有害鳥獣による農作物被害の防止の取り組みについて財政支援を拡充するとともに、地域が実情に応じて実施できる柔軟な制度とする等があります。岡山市では、有害鳥獣捕獲補助金は十分とは言えないまでも年々増額され、以

前に比べて充実されつつあると私は評価をしているところでございます。しかしながら、提言、要望理由にも記されていますが、農産物被害等の軽減につながっていないのが現状でございます。

そこでお尋ねいたします。

(1) 平成 20 年度に計画作成された有害鳥獣被害防止計画で平成 23 年度までの数値目標等が示されていますが、達成度をお示してください。また、期間中の検証をされているのであれば、その結果をお示してください。

(2) 平成 20 年度に作成された岡山市鳥獣被害防止計画は計画期間が平成 21 年度から平成 23 年度となっていますが、今年度を含め今後はどのような対策をお考えか、お示してください。

(3) 平成 21 年 9 月定例会市議会の私の個人質問に対して、平成 21 年度より電気柵等の施設整備は県の事業を活用しており、予算措置や予算執行に制限があったが、平成 21 年度より岡山市地域鳥獣被害防止対策協議会で国の事業を活用できることになったことから、地域の要望に柔軟に対応できるよう努めるとの答弁をいただいております。平成 21 年度以降、同協議会で採択された事業の件数と事業規模を金額でお示してください。

次に、3、市民サービス窓口・拠点の再編についてお伺いをいたします。

この項についても、今議会において多くの議員の方、代表質問で行われております。重複するかとは思いますが、私のほうも質問させていただきます。

9 月 3 日の総務委員会資料で市民サービス窓口・拠点の再編（素案）が示されています。その目的は、本市の合併による市域拡大の経緯から市民サービスの提供体制が重層・複雑化し、市民から見てどの窓口でどういうサービスが提供されているのか、その機能や役割がわかりにくい状況となっている。これらを単純化し、整然としてわかりやすいサービス提供体制を構築するとともに、市民の公平という観点から再編を行い、市民サービスの均てん化を図る。あわせて老朽化の進む関係各施設の併合、複合化など、施設更新の合理的な対応を図り、市の組織としても簡素で効率的なものとし、持続可能かつ合理的な市民サービスの提供体制を構築するとあります。

そこでお尋ねいたします。

(1) 今の段階で市民サービス窓口・拠点の再編の素案を提案した理由をお示してください。

(2) 北区を除く各区役所の整備計画及び整備が進行している中で、本庁舎を耐震化するか、新築するか、位置をどこにするか等々の議論を進めている現状で、新しい市民サービスの提供体制を示すのはいかがかと私は思います。この市本庁舎をどのようにするのか決定を下すのが先決だと思いますが、行政改革推進室の御所見をお示してください。

(3) 市長は建部、瀬戸の合併以来、一貫して市民サービスの低下を招くことがあってはならない、合併をしてよかったと思える市民サービス体制を維持していくとの答弁をいただいております。合併地域の市民の皆様方は、その言葉を信じておるところでございます。行政改革推進室は市長の意向を十分理解、把握して素案を示されたのでしょうか。

最後の項、4、補正予算についてお伺いをいたします。

(1) パーソナル・サポート・サービス事業についてお伺いをいたします。

パーソナル・サポート・サービスの大きな特徴は、複雑に絡み合った生活困難者の抱える問題の全体を受けとめ、特定の制度の範囲のみの支援や他の機関に回付して終わる支援ではなく、あくまでも当事者が必要とする支援策を制度横断的にコーディネートすること等を目的で行われている事業であると認識をしております。

そこでお尋ねいたします。

ア、この事業に参加しようと考えた理由、目的をお示してください。

イ、今年度が第3次の募集だと認識をしていますが、先行事例の検証を含む課題の整理が必要だと思うが、いかがでしょうか。

ウ、一般的に国の補助のありなしにかかわらず、本市にとって推進すべき事業であれば単市の事業として継続するべきであると思うが、この事業に関して今後の国の動向、それに伴う市の対応はどうか、お示してください。

(2) 介護予防強化推進事業についてお尋ねをいたします。

保健福祉委員会協議会資料では、厚生労働省の介護予防モデル事業として要支援状態となるおそれのある高齢者などに対し、できるだけ自宅で自立した日常生活を送ることができるよう生活機能向上に向けた新たな介護予防サービスを実施するものである。また介護予防サービスの効果の検証と課題の整理を行い、今後の効果的な介護予防事業の実施につなげていくとあります。

そこでお尋ねいたします。

ア、全国で幾つの自治体が介護予防モデル事業を実施するのか、お聞かせください。また、国が自治体に対して公募し、本市が応募したとの認識でよろしいでしょうか。

イ、事業費に委託料が含まれているが、事業者、地域を選定する考え方をお示してください。

ウ、この事業は何年間実施する事業でしょうか。介護予防サービスの効果の検証と課題の整理を行い、今後の効果的な介護予防事業の実施につなげるとのことですが、モデル事業終了後の方針があればお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

◎繁定昭男理事 1、災害復旧対策についての中で、7月7日の災害において家屋に土砂等が流入また接近した件数についてのお尋ねでございます。

7月7日の大雨により家屋へ土砂等が流入した件数は6件であり、家屋の近くで起こった土砂崩れの件数は7件となっております。

以上でございます。

◎岸堅士保健福祉局長 土砂災害の被災者への支援をとのお尋ねでございます。

現在火事による全半焼，自然災害による家屋の全半壊に加え，9月からは床上浸水の被災者の方に見舞金の支給を行い，あわせて毛布や日用品の支給を行うこととしております。しかし，家屋が全半壊しない場合，土砂災害に被災された方については見舞金品の支給対象とならないのが実情であります。

なお，社会福祉協議会においては大規模な災害の場合，ボランティアを募集し，被災された方への支援活動を行うこととしております。

以上です。

◎高次秀明経済局長 1の災害復旧対策についての項で，家屋の裏山が崩落した場合等の災害復旧制度についてのお尋ねでございます。

崩落した林地——林地というのは林ですけども——の災害復旧工事といたしましては，土どめや柵の施工，植栽工事を行う林地災害復旧事業がございます。事業主体は市町村で，実施に当たっては人為的な開発行為が行われていない自然状態ののり面であって，一級及び二級河川の上流であること，人家が2戸以上あることなどが主な要件です。

なお，事業費のうち受益者の個人負担は4分の1となっております。事業採択の判断は，市，県の担当部局が現地を確認した上で行います。また，事業費が800万円以上に上り人家が10戸以上などの大規模な工事については，事業主体が県となり，国庫補助の対象となります。

次に，農地等小災害復旧事業債の適用についてのお尋ねでございます。

農地等小災害復旧事業債を適用できる被災農地は，単独の災害復旧事業に係る被災農地であり，現時点の取りまとめで35件でございます。なお，この数につきましては，今後被災された農家の意向や国の審査等の手続の過程で件数が変動することがございます。

次に，2の鳥獣による農産物被害等の防止対策についての項で，有害鳥獣被害防止計画の達成度，それからことしを含めて今後の対策についてのお尋ねに一括して御答弁申し上げます。

平成20年度に策定した有害鳥獣被害防止計画におきましては，平成21年度から平成23年度までの捕獲頭数，平成19年度の被害面積及び被害金額からの軽減目標を定めております。この3年間にイノシシは計画の3,900頭に対して実績6,760頭，ヌートリアは計画1,950頭に対して実績2,788頭を捕獲しております。また，平成23年度の被害面積は目標を上回る450ヘクタールの減少，被害金額は1,132万円の減少となりました。これらの数字は，農業共済金の給付対象となる申請に基づくものでございます。鳥獣による農作物被害は天候等に左右されやすく，年による変動が大きいことから，しっかりとした対策を継続していくことが必要であると考えております。

なお，今後の被害防止計画については，現在県との協議を行い策定作業を進めております。

次に、平成 21 年度以降岡山市鳥獣被害防止対策協議会での採択事業についてのお尋ねでございます。

本市鳥獣被害防止対策協議会において整備した電気柵等の侵入防止柵につきましては、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 カ年間に電気柵が 2 件、トタン柵が 1 件、ワイヤーメッシュ柵が 4 件の計 7 件で、事業費の総額は 552 万円余、柵の総延長は約 12.8 キロメートルとなっております。

以上でございます。

◎福山潔行政改革担当局長　市民サービス窓口・拠点の再編について、今の段階で再編素案を提案した理由、本庁舎の議論がある中で新しい市民サービスの提供体制を示すのはいかがか、合併以来の市長の意向を十分理解しての素案かという 3 点の御質問にお答えをいたします。

今回素案をお示しした理由、サービスレベルの考え方などにつきましては、市民ネットを代表しての鬼木議員に御答弁申し上げたとおりでございます。

基本方針素案として、中学校区ごとの拠点整備と核施設としての公民館の活用を掲げましたが、本庁と区役所の整備との関係は個別具体の検討を行う中で、その動向を見ながら関連性を整理していくこととなります。また、合併をしてよかったと思える市民サービス体制に関しましては、これまでの経緯や地理的な条件等を踏まえ、地域住民の方々の御理解が得られるよう関係部局でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎岸堅士保健福祉局長　9 月定例市議会補正予算についての項、パーソナル・サポート・サービス事業へ参加しようと考えた理由はとのお尋ねです。

内閣府がこのモデル・プロジェクトへの参加自治体を募集した際に、これまで本市で取り組んできたホームレス対策事業やそのほか、自立支援に関する事業を推進する上で参考になるのではないかと考え、参加いたしました。

次に、先行事例の検証、課題の整理についてですが、「パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクト事業」については本市で初めて行う事業であり、また全国的にも第 1 次、第 2 次合わせて 19 地域の実施と限られています。また、平成 22 年度から始まったモデル事業であり、まだ最終的なものではありませんが、国でのデータや各地域の実施状況の情報収集に努める中で課題を整理し、委託先と十分に連携、協議しながら事業の目的が達成できるように取り組んでまいります。

次に、国補助の有無にかかわらず継続すべきだとのお尋ねですが、パーソナル・サポート・サービス事業については現時点ではあくまでモデル・プロジェクト事業への参加であり、来年度以降継続されるかどうかは現在のところ未定です。本市としては、事業評価を行う中で、このモデル・プロジェクトにおける有用なところは既存施策へ反映させるよう

努めてまいります。

次に、介護予防強化推進事業についてお答えします。

介護予防強化推進事業は、要介護状態になるおそれがある高齢者を中心に、できるだけ自宅で自立した生活が送れるよう生活機能向上に向けた介護予防メニューを実施するもので、本市の介護予防事業を強化するため国のモデル事業に応募したものです。なお、この事業は全国で13の自治体を実施すると聞いております。

事業の委託先については、介護予防センターや地域包括支援センター業務を受託している岡山市ふれあい公社を予定しており、実施する地域は岡山ふれあいセンターに近い中学校区を選定したいと考えております。また、この事業の実施期間は平成25年度までとされ、保健師や作業療法士などの専門職による効果の検証と課題の整理を行い、事業終了後は効果的な予防メニューを介護予防センターの事業に加えるなど、介護予防事業の強化に生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

[31番森田卓司議員登壇、拍手]

◆31番（森田卓司議員） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、災害復旧対策についてですが、私は高梁市のホームページを見ておまして、災害家屋の土砂等の除去費用を扶助しますという施策があるのを知りました。豪雨等の自然災害時において家屋に土砂等が流入または接近した場合、除去費用の一部を扶助するというものでございます。扶助の対象は地域の相互扶助により除去することが困難な場合であって、次の各号に該当するものとするということで、住宅及び住宅と同一敷地内にある建物で日常生活に必要な建物に土砂等が流入し、または接近し危険であると認められること、土砂等の除去必要量がおおむね5立方メートル以上であること等の規定が決められておりますが、このような制度を扶助の観点から岡山市で、これと同等のものをつくれとかやれとか言うつもりはありませんが、こういう制度をつかって復旧を手助けするということは考えられないでしょうか。

それと、これ誰が答えていただくんかわかりませんが、今回災害にまず認定されて、それから若干タイムラグがあつて激甚災害に指定されました。そのとき、最初に市の職員の方、そして県の職員の方等がどういう災害に遭われているかということをきめ細かく地域を見回られたと聞いておりますし、私も町内会長さんと一緒に回ったり市の職員の方と一緒に回ったりしました。そんな中で、やはり民地だから市が手が出せないというような話をいろいろお聞きすることもありました。そういう中で、道路の側溝から越流して家の裏が崩れ、その除去なり復旧はできるんじゃないかと思ったんですけど、それはできないということでございました。その反面、裏山が民地で家も民地、もちろんそうですね、民地と民地であるため、これは無理であろうと私はそういうふうにもその家の方に言ったんです

けれど、それが先ほど言われた林地災害復旧事業で道路まで土砂が崩落する可能性もあるということのできるというふうになったりしました。それから、農地等の激甚災害に指定されたことで、その制度を使って今までできないと言っていたところが直せるようなことも出てまいりました。

だから、こういうふうな制度があるのであれば、やはり職員の方、産建の方、今回御津も建部も大変な箇所数の被害でございまして、そういうところに区役所の方、中区役所のほうからも応援に来ていただいたようにお聞きをしておりますが、やっぱり議員でも職員の方でもそうだと思うんですけど、市民の方が少しでも制度が活用できるのなら活用するようなことをしてあげなくてはいけないと思うんです。そういう制度は知っとられると思うんですけど、例えば激甚災害になったよと伝えるようなことはちゃんとできているんでしょうか、どうでしょうか。そういう連絡会議とか復旧対策会議とかで、こういうふうな形でできるよというふうなことはできないのでしょうか、質問です。誰が答えていただいても結構でございます。

それから、市民サービス窓口・拠点の再編についてでございますが、先日公明党を代表しての松田議員の代表質問の答弁で先行政令市のことも調べるということでもございましたが、浜松市の天竜区というのがございまして、大きな区でございます。人口は浜松市の人口の4.2%で、面積は浜松市の60%を持っている天竜区でございます。岡山市の御津、建部をいいますと、面積では岡山市全体の25%、それから北区では45%の面積を有しております。今回の災害でもそうですが、そういうときにこの本庁から、また北区役所から建部支所まで、今道もいろんなところを通っていきますが、でも35キロぐらいはあると思うんです、建部支所まで。また、御津の周辺地域に行くのでも同等の距離があると思います。そして、時間もかかると思います。多分1時間なり1時間半はかかるんじゃないかと思えます。そういう部分を考えると、浜松市の天竜区では天竜区役所を初め4つの協働センターと呼ばれる20人から25人ぐらいの職員を数える支所がございまして、支所じゃなくて協働センターなんですけど、支所のような機能を持ったところがございまして。そういうところもぜひ参考にさせていただきたいのと、行革のほうからいけば、1時間半、往復で3時間かかる、この時間のロスはやっぱそれだけ職員の方の賃金となりますから、そういうところもぜひしっかりと考えていただきたいと思います、いかがでしょうか。

イノシシができませんでしたが、また次回やらせていただきます。

よろしく申し上げます。(拍手)

◎繁定昭男理事　災害復旧対策に関連して、諸制度についての連絡会議的なものがないかという御質問だったと思いますが、災害についてはさまざまな形が出てきます。例えば土砂崩れの関連あるいは廃棄物の関連もありますし、河川、洪水、さまざまな災害がございまして。それぞれに一応補助制度であるとか、やはりそれが適用される場合の条件設定などがありますので、災害復旧に当たっては我々できるだけそういった財源も活用しな

がら復旧することとしております。当然その適用ができるかどうかについては、危機管理課のほうも各区役所、現場等と連絡調整をとりながら復旧に当たることとしておりますので、御指摘の連絡会議等の必要があれば当然我々中心になってそういった協議もやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎福山潔行政改革担当局長　　今浜松市の天竜区の例を挙げられて御説明いただきました。

これは当然今後調べてみたいと思っております。それで、今回のサービス拠点の再編につきましては窓口という観点でやっておりますけれども、今言われるような地理的な条件とかも含めて、その窓口とは別にしっかりと議論をして関係部局で詰めてまいりたいと思っております。

以上です。

◎岸堅士保健福祉局長　　土砂撤去への扶助について高梁市のような制度をつくることは考えられないかとのお尋ねです。

個人の財産の保全復旧は、御自身の負担で行っていただくことが基本であります。確かに全国の自治体の中ではその地勢や気候、風土など、その自治体の持つ特性からさまざまな独自の制度を設けているところはあると聞いております。高梁市の例はその一つだと考えますが、本市においては現時点では検討をしておりません。

以上です

◎高次秀明経済局長　　激甚災害指定のことについてお答えいたします。

激甚災害指定につきましては、指定されれば国庫補助のかさ上げができるという特例措置があるわけですが、この指定に至るまでは複数の候補がまとめて指定される場合もあれば、特定の市町村だけ指定されるということがありまして、大体災害発生後現地確認して、指定されるまで今回の場合約1カ月ぐらいかかっております。ということで、激甚指定が職員が行った時点で受けられるかどうかということの判断が、直後ではつかないということもありまして、そういう御説明ができないということは御理解いただきたいと思っております。いずれにしましても、被災された方々につきましてはいろいろな形で御相談に乗って丁寧な説明に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます